

入 札 説 明 書

奈良県営競輪場 選手宿舍温水ボイラ等更新工事

令和 3 年 1 2 月

奈良県営競輪場

入 札 説 明 書

入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

この入札説明書は、本件に係る入札及び契約に関し、入札者が熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものです。

1 公告日 令和3年12月13日(月)

2 契約条項を示す場所及び担当部局

(1) 契約条項を示す場所

〒631-0811

奈良市秋篠町98番地 地内

奈良県営競輪場 総務企画係

電話 (直通) 0742-45-4481

(2) 担当部局

(1) に同じ

3 競争入札に付する事項

(1) 工事名 奈良県営競輪場 選手宿舍温水ボイラ等更新工事

(2) 工事場所 奈良市秋篠町98番地

(3) 工事概要 真空式貫流ボイラ 1台

熱交換器循環ポンプ(予備納入) 2台

それに伴う附属配管等一式

上記の更新にかかる撤去、据付、配管工事 一式

(4) 工事期間 令和4年1月17日(月)(予定)~令和4年3月25日(金)

4 競争入札に参加する者に必要な資格

(1) 資格要件

①地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

②建設業法(昭和24年法律第100号)第7条の規定による管工事業の特定又は一般建設業許可を受け、奈良県建設工事等競争入札参加資格を有する建設業者であること。

③奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の期間中でない者であること。

④会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始申立て(新法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件(以下「旧更生事件」といいます。))に係る新法による改正前の会社更生法(昭和27年法律172号、以下「旧法」といいます。)第30条の規定による更生手続開始の申立てを含みます。)をしていない者

又は申立てをなされていない者であること。ただし、新法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含みます。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

- ⑤平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条の規定による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- ⑥平成12年4月1日以後に民事再生法第21条に規定する再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた場合は、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなします。

(2) 配置予定技術者の資格要件

工事業種 管工事業

配置予定技術者の資格（いずれかに該当すること）

- ①管工事に関し、学校教育法（昭和22年法律第26号）による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による実業学校を含みます。）若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学（旧大学令（大正7年勅令第38号）による大学を含みます。）若しくは高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含みます。）を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学（農業土木、鉱山土木、森林土木、砂防、治山、緑地又は造園に関する学科を含みます。以下同じ。）、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもの。
- ②管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもののうち、専修学校の専門課程の修了者に対する専門士及び高度専門士の称号の付与に関する規定（平成6年文部省告示第84号）第2条に規定する専門士又は同規定第3条に規定する高度専門士を称するもの
- ③管工事に関し、学校教育法による専修学校の専門課程を卒業した後5年以上実務の経験を有する者で在学中に土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科を修めたもの
- ④管工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程（大正14年文部省令第30号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程（昭和18年文部省令第46号）による検定で土木工学、建築学、機械工学、都市工学又は衛生工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- ⑤管工事に関し、10年以上実務の経験を有する者
- ⑥建設業法による技術検定のうち検定種目を管工事施工管理とするものに合格した者
- ⑦技術士法（昭和58年法律第25号）による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を「熱工学」又は「流体工学」とするものに限ります。）上下水道部

門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「熱工学」、「流体工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとするものに限り。）とするものに合格した者

- ⑧技術士法による第二次試験のうち技術部門を機械部門（選択科目を技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）による改正前の技術士法施行規則（昭和59年総理府令第5号。以下「旧技術士法施行規則」といいます。）による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限り。）又は総合技術監理部門（選択科目を旧技術士法施行規則による「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とするものに限り。）とするものに合格した者
- ⑨職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による技能検定のうち検定職種を1級の建築板金（選択科目を「ダクト板金作業」するものに限る。以下この欄において同じ。）、冷凍空気調和機器施工若しくは配管（選択科目を「建築配管作業」とするものに限り。以下同じ。）とするものに合格した者又は検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工若しくは配管とするものに合格した後管工事に関し3年以上実務の経験を有する者
- ⑩平成16年4月1日時点で職業能力開発促進法又は同法附則第2条の規定による廃止前の職業訓練法（昭和33年法律第133号）第25条第1項の規定による技能検定（以下「旧技能検定」といいます。）のうち検定種目を1級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管（検定職種を職業訓練法施行令の一部を改正する政令（昭和48年政令第98号）による改正後の配管とするものにあつては、択科目を「建築配管作業」とするものに限り。以下同じ。）、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者
- ⑪平成16年4月1日時点で旧技能検定のうち検定職種を2級の建築板金、冷凍空気調和機器施工、配管、空気調和設備配管、給排水衛生設備配管又は配管工とするものに合格していた者であつてその後配管工事に関し1年以上実務の経験を有するもの
- ⑫建築士法（昭和25年法律第202号）第20条第5項に規定する建築設備に関する知識及び技能につき国土交通大臣が定める資格を有することとなつた後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑬水道法（昭和32年法律第177号）による給水装置工事主任技術者免状の交付を受けた後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ⑭建築物その他の工作物若しくはその設備に計測装置、制御装置等を装備する工事又はこれらの装置の維持管理を行う業務に必要な知識及び技術を確認するための試験であつて建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第7条の19、第7条の20及び第7条の22において準用する第7条の5の規定により国土交通大臣の登録を受けたもの（「登録計装試験」といいます。）に合格した後管工事に関し1年以上実務の経験を有する者
- ⑮社団法人日本計装工業会の行う平成17年度までの1級の計装士技術審査に合格した後管工事に関し1年以上の実務の経験を有する者
- ⑯国土交通大臣が①～⑮までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有する

ものと認定した者

注：⑤の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、管工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務（営業担当など）に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。

- (3) この工事を行う期間中、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者を現場代理人として1名配置すること。なお、主任（監理）技術者は、これを兼ねることができます。

5 競争入札参加資格の確認

- (1) 入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書（様式1）を次により提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければなりません。

①提出方法

書留郵便により、②で定める提出先まで1部提出してください。封筒に「令和4年1月11日開札 奈良県営競輪場 選手宿舎温水ボイラ等更新工事の競争入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。

②提出先

〒631-0811 奈良市秋篠町98番地
奈良県営競輪場 総務企画係
電話（直通） 0742-45-4481

③提出期限

令和3年12月20日（月）午後4時まで（厳守）

- (2) 入札参加者は、競争入札参加資格確認申請書に関して発注者から説明を求められた場合は、それに応じなければなりません。
- (3) 競争入札参加資格確認のため、特に必要があると認められる場合には、追加の資料を求めることがあります。
- (4) 競争入札参加資格確認申請書類
「競争入札参加資格確認申請書（様式1）」
添付資料
・建設業許可が確認できる書類
・会社概要に関する書類（パンフレット等会社概要が記載されているもの）
- (5) 競争入札参加資格確認の結果通知
競争入札参加資格の確認は申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、入札参加資格がないと認められた場合を除き、その結果を通知しません。
- (6) その他
ア 提出書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
イ 提出書類は、返却しません。
ウ 提出された申請書等は、競争入札参加資格の確認以外の目的には使用し

ません。

エ 提出期限の日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めません

オ 申請書等に関する問合せ先

2 (1) に同じ

6 競争入札の参加者がないと認められた者に対する理由の説明

競争入札の参加資格がないと認められた者は、その理由について、次に従い書面により説明を求めることができます。様式は特に問いませんが、持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出してください。

(1) 持参により提出する場合

ア 提出日時 令和3年12月22日（水）午後5時まで（正午から午後1時までを除きます。）とします。

イ 提出場所 2 (1) に同じ

(2) 郵送により提出する場合

ア 提出期間 令和3年12月22日（水）の午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

イ 郵送先 2 (1) に同じ

7 入札説明会の開催

実施しません。

8 設計書等に関する質問

(1) 設計書等に関する質問がある場合においては、次に従い、書面により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出してください。

ア 持参により提出する場合

①提出日時 令和3年12月20日（月）午後5時まで
（正午から午後1時までを除きます。）

②提出場所 2 (1) に同じ

イ 郵送により提出する場合

①提出期間 令和3年12月20日（月）の午後5時までに到着したものに限り受け付けます。

②郵送先 2 (1) に同じ

ウ 様式等 質問書（様式5）によります。

(2) 質問に対する回答は、次のとおり閲覧に供します。

ア 日時 令和3年12月24日（金）

イ 場所 奈良県ホームページ（奈良県地域産業課）に掲載

URL <https://www.pref.nara.jp/5212.htm>

9 入開札の日時及び場所

(1) 場所 奈良市秋篠町98番地

(2) 日時 令和4年1月11日(火)午後2時

10 入札方法等

- (1) 入札書(様式2)は、持参又は郵送によるものとし、電送による入札は認めません
- (2) 入札書の宛名は、「奈良県営競輪場 場長 藤谷威行」としてください。(「資料 入札書記載例」を参照)
- (3) 代理人をもって入札する場合は、委任状(様式3)を入札前に提出してください(「資料 委任状記載例」を参照)。
- (4) 入札書は封かんし、封筒に「入札書在中」と朱書きし、併せて入札物件名、工事場所及び入札者の商号又は名称を記入してください。また、封筒の裏は、登録印又は代理人をもって入札する場合は委任状に押捺された受任者の印で封印してください。使用する封筒に商号又は名称が印刷されている場合は、商号又は名称の記載は不用です(「資料 封筒記載例」参照)。
なお、入札書には入札書記載金額の工事費内訳書(様式4)を添付してください。積算誤りがあった場合は、無効となります。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 入札は、総計金額で行います。落札金額に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (7) 入札執行回数は、2回を限度とし、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者がいないときは、直ちに再度入札を行うものとし、ただし、再度入札は、当該入札に参加しようとする者がいない場合は行いません。
なお、再度入札を辞退される場合は入札辞退届を提出してください。
- (8) 入札書は、再度入札が行われる場合がありますので、2枚用意してください。
- (9) 初度入札が無効となった入札者は、再度入札に参加を希望されても入札はできません。

11 郵便による入札

- (1) 入札書は、郵便(書留郵便に限ります。)で差し出すことができます。入札書及び入札書記載金額の工事費内訳書が封かんされた内封筒は、直接持参するときと同様に10(4)の処理を行い、2(1)に掲げる到達先を宛先とした外封筒に初度入札及び再度入札の内封筒を合わせて封入し、外封筒の表に、「令和4年1月11日開札 奈良県営競輪場 選手宿舎ボイラ等更新工

事に係る入札書在中」と朱書きの上、封かんし、奈良県営競輪場長宛での親展として、令和4年1月7日（金）午後5時までに到達するようにしてください。

なお、再度入札を行うこととなった際に、初度入札に係る入札書のみ郵送されているときは、再度入札を辞退したものとみなします。

- (2) 内封筒に初度入札又は再度入札の区別を明記せずに2通の内封筒を送付したとき、又は2枚の入札書が1通の内封筒に封かんされて提出されたときは、同一入札者がした2以上の入札に該当するものとし、無効とします。

なお、初度入札で落札者が決定し、提出された再度入札に係る入札書が不要となった場合は、再度入札に係る入札書は返却します。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。また、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消します。

- (1) 入札公告及びこの入札説明書に示した競争入札参加資格のない者のした入札。

なお、競争入札の参加資格があると確認された者であっても、開札日までの間において4に定める条件を満たさなくなった場合は、その者の行った入札を無効とします。

- (2) 所定の入札書（様式2）に基づかない入札
(3) 入札書に記名押印を欠く入札
代理人が入札に参加する場合は、その代理人の記名押印を欠く入札
(4) 入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札
(5) 入札書記載の価格を加除訂正した入札
(6) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
(7) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
(8) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法等

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
ただし、入札に参加する者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、直ちに「くじ」で決定します。ただし、「くじ」を辞退することはできません。また、入札に参加する者又はその代理人が「くじ」を引かないときは、当該入札事務に関係のない県職員が「くじ」を引きます。
- (4) 落札者がなかった場合は、入札者の中で最低の価格をもって有効な入札を

した者と、随意契約に移行する場合があります。この場合において、同価格の入札者が2者以上いる場合は、下記に示す日時及び場所において、見積競争を行います。

- ①日時 令和4年1月13日（木）午前10時
- ②場所 9（1）に同じ。

14 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められる場合は、契約を締結しないものとします。

- (1) 落札者が奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領に基づく入札参加停止措置を受けた場合。
- (2) 落札者の役員等（法人にあつては役員（非常勤の者を含みます。）、支配人及び支店又は営業所（常時契約に関する業務を行う事務所をいいます。以下同じ。）の代表者を、個人にあつては、その者、支配人及び支店又は営業所の代表者をいいます。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」といいます。）第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。以下同じ。）である場合。
- (3) 暴力団（法第2条第2号に規定する暴力団をいいます。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与している場合。
- (4) 落札者の役員等が、その属する法人、自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、又は第三者に損害を与える目的で、暴力団又は暴力団員を利用している場合。
- (5) 落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与している場合。
- (6) (4) 及び (5) に掲げる場合のほか、落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している場合。
- (7) この契約に係る下請契約又は資材及び原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」といいます。）に当たって、その相手方が(2) から(6) までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結した場合。
- (8) この契約に係る下請契約等に当たって、(2) から(6) までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（(7) に該当する場合を除きます。）において、本県が当該下請契約等の解除を求めたにもかかわらず、それに従わなかった場合。

15 契約書作成の要否等

要します。落札者は奈良県契約規則（昭和39年奈良県規則第14号）第17条第1項の規定に基づき、遅滞なく契約を締結するものとします。

16 契約の解除

契約締結後、契約者についての14の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められる場合又はこの契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当に介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、若しくは警察に届け出なかったと認められるときは、契約を解除することがあります。この場合は、契約者は損害賠償金を納付しなければなりません。

なお、14の(1)、(2)、(4)、(5)及び(6)中「落札者」とあるのは、「契約者」と読み替えるものとします。

17 その他

(1) 契約の手續において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とします。

(2) 入札保証金

免除します。

(3) 契約保証金

契約の相手方は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号。以下「規則」といいます。）第19条第1項ただし書の規定（保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者又は過去2年間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者である等将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる者）に該当する場合は、免除します。

(4) 工事の詳細は、別紙特記仕様書のとおりとします。